特定農林水産物等の登録又は指定に係る学識経験者からの意見聴取要領

平成27年12月4日付け27食産第3835号食料産業局長通知

改 正 平成28年11月7日付け28食産第3287号

改 正 平成 28 年 12 月 22 日付け 28 食産第 4066 号

改 正 平成31年 1月30日付け30食産第4245号

改 正 令和5年 1月24日付け 4 輸国第4584号

第1目的

本要領は、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律(平成 26 年法律第 84 号。以下「法」という。)の規定に基づく学識経験者の意見の聴取に必要な事項を定めるものとする。

第2 学識経験者委員会

- 1 農林水産大臣は、「ブランド論」、「知的財産制度(法律)」、「海外制度」、「食文化」、「流通」、「消費」その他の専門的知識を有する者を委員として 選任するものとする。各委員は全ての農林水産物等について、意見を表明する ものとする。
- 2 農林水産大臣は、農林水産物等の特性、名称等に関する専門的知識を有する 者を専門委員として選任するものとする。各専門委員は自らの専門的知識に関 係のある農林水産物等について、意見を表明するものとする。

第3 意見聴取の手続

- 1 学識経験者委員会(以下「委員会」という。)は、農林水産物等毎に審議を 行うものとし、委員及び当該農林水産物等に関係のある専門委員の過半数が出 席しなければ、当該農林水産物等の審議を行うことができないものとする。
- 2 委員及び専門委員は、委員会を欠席する場合においても、書面にてその意見 を提出することができるものとする。
- 3 委員会の資料は別表1に掲げるものとする。
- 4 輸出・国際局長は、法第 11 条第 3 項の規定により、登録の申請をした生産者団体、変更の登録を申請した生産者団体又は登録の取消しをしようとする生産者団体、法第 9 条第 1 項又は第 25 条の規定により意見書を提出した者その他の関係者から意見を聴取する必要があるときは、必要な手続を行うものとする。
- 5 委員会において委員及び専門委員から表明された意見については、座長(第6に規定する「座長」をいう。以下同じ。)がとりまとめ、別紙2により農林 水産大臣に報告する。

第4 利害関係がある場合の対応

- 1 委員及び専門委員が次に掲げる場合に該当するときは、当該農林水産物等の 審議に出席できないものとする。この場合において、当該委員又は専門委員は 委員会が開催される前までに事務局(第6に規定する「事務局」をいう。以下 同じ。)に申し出るものとし、事務局は、委員会開始の際に、当該委員又は専 門委員の氏名を報告することとする。
 - (1) 申請者(生産者団体)又はその構成員の役員又は職員である場合
 - (2) 過去3年間において、申請者・申請農林水産物等の生産業者から、寄付金等を受け取っていた場合
 - (3) 以上のほか、審議の公平性の確保に支障を生じさせる特別の利害関係があると認められる場合
- 2 委員又は専門委員が、申請資料等の作成に当たり助言等を行っていた場合は、当該委員又は専門委員は委員会が開催される前までに事務局に申し出るものとする。この場合、事務局は委員会開始の際に、当該委員又は専門委員の氏名を報告することとし、当該農林水産物等の審議への出席の可否については、座長が判断するものとする。
- 3 申請資料に、委員又は専門委員が著者として含まれる文献等が引用されている場合、事務局は委員会開始の際に、当該委員又は専門委員の氏名を報告することとし、当該農林水産物等の審議への出席の可否については、座長が判断するものとする。
- 4 前3項の規定にかかわらず、当該委員又は専門委員がこれらの規定により審議を欠席する場合においても、その発言が特に必要であると座長が認めたときは、座長に求められた内容についてのみ、意見を表明することができる。

第5 その他委員及び専門委員が遵守すべき事項

1 審査内容の守秘

意見を求められた委員及び専門委員は、その意見を求められた事案に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

2 信用失墜行為の禁止

委員及び専門委員は、特定農林水産物等の登録等の可否について必要な専門の事項に関する意見を表明する立場であることに鑑み、国民の信頼を損なう行為は厳に慎むものとする。

なお、委員会以外の場において、一専門家としての立場から地理的表示に関する個人的見解を公表する場合には、委員会の見解であるとの誤解を招かないように留意するものとする。

第6 委員会の運営

- 1 座長
 - (1) 座長は、委員の互選により選任する。
 - (2) 座長は、会務を総理する。
 - (3) 座長に事故があるとき又は座長が第4に定める利害関係がある場合に該当するときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

2 委員会の公開

委員会は、特定農林水産物等の生産ノウハウ等生産業者による農林水産物等の高付加価値化の取組等に当たって秘匿することが適切な内容を取り扱うこと、意見書の有無内容や国際交渉の経過等の公表を予定しない事項を取り扱うことから、非公開とする。

3 事務局

委員会の事務局は、農林水産省輸出・国際局知的財産課が務める。

4 雑則

前各項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、座長が委員会に諮って定める。

附 則

この要領は、令和5年1月25日から施行する。

番 号 年 月 日

農林水産大臣 宛て

(座長) 所属 役職 氏名

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律に規定する特定農林水産物等の登録申請(*1) に係る意見について

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律施行規則(平成27年農林水産省令第58号。以下「施行規則」という。)第9条及び第10条に基づき、令和年月日に開催した学識経験者委員会において、別添1の者により別添2の特定農林水産物等の名称の保護に関する法律(平成26年法律第84号)第7条第1項の規定による特定農林水産物等の登録の申請(*2)について、検討を行い、その意見を別添3のとおり取りまとめたので報告します。

- (*1)下線部については、その内容に応じ、①~⑥のいずれかを記載する。
- ①登録申請
- ②変更申請
- ③登録の取消し
- ④指定
- ⑤指定の変更
- ⑥指定の取消し
- (*2) 下線部については、その内容に応じ、①~⑦のいずれかを記載する。
- ①第7条第1項の規定による特定農林水産物等の登録の申請
- ②第15条第1項の規定による変更の登録の申請
- ③第16条第1項の規定による変更の登録の申請
- ④第22条第1項の規定による登録の全部又は一部の取消し
- ⑤第23条第1項の規定による特定農林水産物等の指定
- ⑥第31条第1項の規定による指定の変更
- ⑦第32条第1項の規定による指定の全部又は一部の取消し

委員及び専門委員

令和 年 月 日開催 学識経験者委員会

	氏 名	現 職	担当
00	000	〇〇大学大学院 〇〇研究課教授	委員
00	000	〇〇大学 〇〇学部教授	専門委員
00	000	○○研究所 ○○○センター長	専門委員

令和 年 月 日開催 学識経験者委員会

	氏 名	現 職	担当
00	000	〇〇大学大学院 〇〇研究課教授	委員
00	000	〇〇大学 〇〇学部教授	専門委員
00	000	○○研究所 ○○○センター長	専門委員

学識経験者委員会の意見聴取内容

令和 年 月 日開催 学識経験者委員会

	1 時間 1 日 2 只 五
登録(変更)の申請番号	
申請農林水産物等の名称	
申請者の名称	
意見聴取の内容	□法第7条第1項の規定による特定農林水産物等の登録の申請 □法第 15 条第1項の規定による変更の登録の申請 □法第 16 条第1項の規定による変更の登録の申請
登録番号	
登録に係る特定農林水産 物等の名称	
登録者の名称	
意見聴取の内容	□法第 22 条第1項の規定による登録の全部又は一部の取消し
指定前(指定の変更前)の公 示番号	
特定農林水産物等の名称	
締約国となる国(締約国)の 名称	
意見聴取の内容	□法第 23 条第1項の規定による特定農林水産物等の指定 □法第 31 条第1項の規定による指定の変更
指定番号	
指定に係る特定農林水産 物等の名称	
締約国の名称	
意見聴取の内容	□法第 32 条第1項の規定による登録の全部又は一部の取消し

1 HeV	MEXA 女真五 (**) 候时** 加木
登録の申請番号	
申請農林水産物等の名称	
申請者の名称	
登録申請についての報告書に	対する学識経験者からの意見
結論	
□ 登録の拒否要件に該当し	ない
□ 追加の情報収集 (内容)	
□ 登録の拒否要件に該当す □法第13条第1項第2号 □法第13条第1項第3号 □法第13条第1項第4号 (理由)	(□イ、□□、□ハ、□二) (□イ、□□)

于晚性吹作女	貝云しの使引の相木	
変更の申請番号		
登録番号		
登録に係る特定農林水産物等の名称		
変更申請者の名称		
変更申請についての報告書に対する学識	経験者からの意見	
結論		
□ 登録の拒否要件に該当しない		
□ 追加の情報収集 (内容)		
□ 登録の拒否要件に該当する□法第13条第1項第2号(□イ、□□、□ハ、□ニ)□法第13条第1項第4号(□□)(理由)		

	と
変更の申請番号	
登録番号	
登録に係る特定農林水産物等の名称	
変更申請者の名称	
変更申請についての報告書に対する学	識経験者からの意見
結論	
□ 登録の拒否要件に該当しない	
□ 追加の情報収集 (内容)	
□ 登録の拒否要件に該当する□法第13条第1項第2号(□イ、□□法第13条第1項第3号(□イ、□□法第13条第1項第4号(□イ、□(理由)	□□)

1 MATE AV 1 7	2/ A - D(4) - MAZIC
登録番号	
登録に係る特定農林水産物等の名称	
登録者の名称	
取消しについての報告書に対する学識経	圣験者からの意見
結論	
□ 取消し要件に該当する□法第22条第1項第2号□法第22条第1項第3号	
□ 追加の情報収集 (内容)	
□ 取消し要件に該当しない (理由)	

指定前の公示の番号	
特定農林水産物等の名称	
締約国となる国の名称	
指定についての報告書に対す	る学識経験者からの意見
結論	
□ 指定の拒否要件に該当し	ない
□ 追加の情報収集 (内容)	
□ 指定の拒否要件に該当す □法第29条第1項第1号 □法第29条第1項第2号 (理由)	

1 時間上旬1日	数	
指定の変更の前の公示の番号		
指定番号		
指定に係る特定農林水産物等の名称		
締約国の名称		
指定の変更についての報告書に対する	学識経験者からの意見	
(1)-20		
結論		
□ 指定の変更の拒否要件に該当しな		
□ 追加の情報収集 (内容)		
□ 指定の変更の拒否要件に該当する□法第29条第1項第1号□法第29条第1項第2号(□イ、□□、□ハ)(理由)		

1 1000000000000000000000000000000000000	221A 1 - 1047 - 11471
指定番号	
指定に係る特定農林水産物等の名称	
締約国の名称	
指定の取消しについての報告書に対す	る学識経験者からの意見
結論	
□ 取消し要件に該当する	
□法第32条第1項第1号 □法第32条第1項第2号	
□ 追加の情報収集 (内容)	
□ 野巡』亜仲/▽⇒ケ火』 ナン) 、	
□ 取消し要件に該当しない (理由)	

登録の申請番号		
申請農林水産 物等の名称		
申請者の名称		
審査経緯	申請日	
	公示日	
	意見書有無	
	その他	
□ 登録の拒否要件	に該当しない	
□ 追加の情報収集 (内容)		
 □ 登録の拒否要件に該当する □法第13条第1項第2号(□イ、□□、□ハ、□二) □法第13条第1項第3号(□イ、□□) □法第13条第1項第4号(□イ、□□) (理由) 		
担当者	役職: 氏名:	

r		
変更の登録の申請 番号		
登録番号		
登録に係る特定農 林水産物等の名称		
変更申請者の名称		
審査経緯	申請日	
	公示日	
	意見書有無	
	その他	
□ 登録の拒否要件	に該当しない	
□ 追加の情報収集 (内容)		
 □ 登録の拒否要件に該当する □法第13条第1項第2号(□イ、□ロ、□ハ、□ニ) □法第13条第1項第4号(□ロ) (理由) 		
担当者	役職: 氏名:	

	街上日刊口言		
変更の登録の申請 番号			
登録番号			
登録に係る特定農 林水産物等の名称			
変更申請者の名称			
審査経緯	申請日		
	公示日		
	意見書有無		
	その他		
□ 登録の拒否要件に該当しない			
□ 追加の情報収集 (内容)			
 □ 登録の拒否要件に該当する □法第13条第1項第2号(□イ、□□、□ハ、□二) □法第13条第1項第3号(□イ、□□) □法第13条第1項第4号(□イ、□□) (理由) 			
担当者 役職: 氏名:			

登録番号			
登録に係る特定農 林水産物等の名称			
登録者の名称			
審査経緯			
□ 取消し要件に該当する□法第22条第1項第2号□法第22条第1項第3号			
□ 追加の情報収集 (内容)			
□ 取消し要件に該当しない (理由)			
担当者	役職: 氏名:		

※「審査経緯」欄には、取消しの審査に至った概要、その他参考となる情報を記載する。

指定前の公示の番 号		
特定農林水産 物等の名称		
締約国となる国の 名称		
審査経緯	公示日	
	意見書有無	
	その他	
 □ 指定の拒否要件 	に該当しない	
□ 追加の情報収集 (内容)		
□ 指定の拒否要件に該当する□法第29条第1項第1号□法第29条第1項第2号(□イ、□□、□ハ)(理由)		
担当者	役職: 氏名:	

指定の変更の前の 公示の番号			
指定に係る特定農 林水産物等の名称			
締約国の名称			
審査経緯	公示日		
	意見書有無		
	その他		
□ 指定の変更の拒	□ 指定の変更の拒否要件に該当しない		
□ 追加の情報収集 (内容)			
□ 指定の変更の拒否要件に該当する□法第29条第1項第1号□法第29条第1項第2号(□イ、□□、□ハ)(理由)			
担当者	役職: 氏名:		

	街上口刊口首		
指定番号			
指定に係る特定農 林水産物等の名称			
締約国の名称			
審査経緯			
□ 取消し要件に該当する□法第32条第1項第1号□法第32条第1項第2号			
□ 追加の情報収集 (内容)			
□ 取消し要件に該当しない (理由)			
担当者	役職: 氏名:		

※「審査経緯」欄には、取消しの審査に至った概要、その他参考となる情報を記載する。

(別表) 委員会で提示する資料

意見 聴取 の内容	(1)登録の申請 (法第7条)	(2)生産者団体を追加する変更の登録の申請 (法第 15 条)	(3)特定農林水産物 等についての登録 事項の変更の登録 の申請 (法第16条)	
資料	①申請書 ②明細書 ③生産行程管理業務 規程 ④意見書 ⑤審査官報告書【様式 1】 ⑥その他参考資料	④意見書 ⑤審査官報告書【様式2·	3】 もの)	①登録事項(公示事項) ②明細書 ③生産行程管理業務規程 4意見書 ⑤審査官報告書【様式 4】 ⑥その他参考資料

	九	(5)指定 (法第 23 条)	(6)指定の変更 (法第31条)	(7)指定の取消し (法第 32 条)
		①指定前の公示事項 ②意見書 ③審査官報告書【様 式5】 ④その他参考資料	①指定の変更の前の公示事項 ②意見書 ③審査官報告書【様式6】 ④その他参考資料(指定事項(公示事項)等)	①指定事項(公示事項) ②意見書 ③審査官報告書【様式 7】 ④その他参考資料